

第3次地域管理経営計画書

第3次国有林野施業実施計画書

(千代川森林計画区)

(第二次変更計画)

計画期間 { 自 平成19年4月 1日
至 平成24年3月31日 }

(変更年月 平成23年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画〕

3 林道の整備に関する事項	2
---------------------	---

第3次地域管理経営計画（千代川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間（平成19年度～平成23年度）において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道開設及び改良総量

単位：m

区 分	タ イ プ 別	開 設		改 良	
		路線数	延 長	箇所数	延 長
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	—	—	—
	水源かん養タイプ	5	6,500	7	4,250
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—	—
	森林空間利用タイプ	(1)	(300)	—	—
資源の循環利用林		—	—	—	—
民 有 地		—	—	(1)	(20)
計		5	6,500	7	4,250

() は内数

第3次国有林野施業実施計画（千代川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりです。

単位：m

基幹 管理別	開設 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
管 理	開 設	沖ノ山林道 大川線	沖ノ山 58	1,000	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		那岐山林道	那岐山 74、75	300	森林と人との共生林 (森林空間利用タイプ)	
				700	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		宇波山林道 77林班線	宇波山 77	1,000	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		東因幡林道 第一支線	沢川 15	2,000	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		小舟山線	小舟山 27、28	1,500	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
計		5路線		6,500		
基 幹	改 良	山王谷(川奥)林道	民有地	20	該当外	
		糸白見(鳴滝山) 林道	鳴滝山 50	10	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		糸白見(糸白見) 林道	東山 41、42	1,000	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		東因幡(扇の仙) 林道	扇ノ仙 8・323	2,000	水土保全林 (水源かん養タイプ)	

基幹 管理別	開設 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
管理	改良	坂ノ谷林道	小舟山 32	1,200	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		ハサリ林道	ハサリ 306	10	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		宮の谷林道	氷ノ仙 20	10	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
計		7路線(7箇所)		4,250		

(注) 種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指す。